

令和7年度 松山市立福音小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月3日 策定

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめ防止対策は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、また、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。福音小学校では、「いじめは、絶対に許さない」という共通認識、「いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こりうる」という危機意識、「いじめられている児童を最後まで守り抜く」という信念をもち、いじめ問題に学校全体で組織的に取り組むとともに、学校、家庭、地域、その他の関係諸機関が一体となった、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

校長、教頭、生徒指導主事
教務主任、学年主任、養護教諭

【家庭地域等】

PTA、學校評議員、公民館、主任兒童委員、青少年育成支援委員等

【外部専門家】

教育支援センター、弁護士、所管警察署、スクールカウンセラー

【関係機関】

松山市教育委員会
福祉総合支援センター
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① いじめ防止対策のための組織を校務分掌内に位置付け、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。また、「生徒指導提要」「松山市学びの多様化対応ハンドブック」を活用した校内研修を実施し、教職員の対応力と指導力を高める。
- ② 1時間1時間の授業や一つ一つの体験活動を大切に、児童の優しさを醸成していく。
＜居場所づくり・きずなづくり＞
 - ・ 一人一人のよさを生かしたり、互いのよさを認め合ったりして、一人一人が安心して取り組むことができる分かる授業づくり、魅力ある授業づくりに努める。また、学習のルールを身に付けさせる。
 - ・ 異年齢集団活動の活動を充実させ、主体的に望ましい人間関係づくりに取り組ませる（上学年には、下学年に対する思いやりの気持ちをもたせる。下学年には、上学年に対する感謝や尊敬の気持ちを育てる）。
 - ・ 「ひと・もの・こと」との関わりを重視した体験活動を大切に、感謝や尊敬の気持ちを持たせる。
- ③ 道徳の時間や学級活動において、いじめに関する内容を年間計画に位置付け、いじめ防止や生命を大切に指導を行う。また、人権教育の充実を図り、差別に気づき、集団の力で解決する能力や態度を育てる。
- ④ 児童会活動において、自分たちができることを主体的に考えて取り組む活動を計画し、「まつやま・いじめ0の日」を中心に積極的に活動を実践するとともに、「子どもから広がるいじめ0ミーティング」参加者の発信等を通して、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、対応していこうとする態度を育てる。
- ⑤ 「学校いじめ防止基本方針」の理解を得るとともに、青少年健全育成会や地域集会等の機会を捉え、家庭やPTA、地域の関係団体と連携したいじめ防止に向けた取組を行う。
- ⑥ いじめに関する情報を次年度に確実に引き継ぎ、解消に向けての取組が途切れることがないようにする。

【いじめ防止対策年間計画】

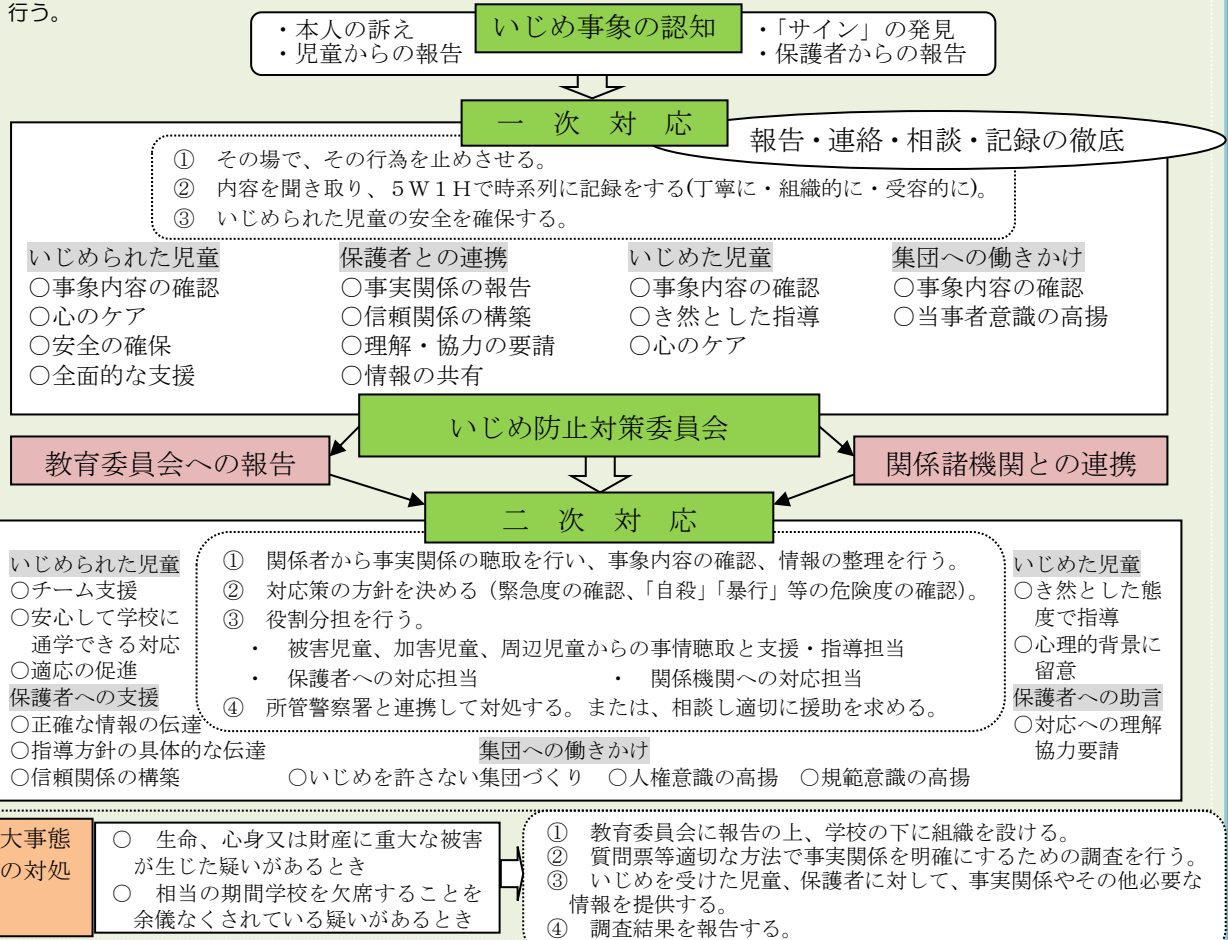
一 学 期	い じ め 防 止 対 策 委 員 会	年度始いじめ防止対策委員会（含家庭地域等）…学校いじめ防止基本方針の策定、修正	い じ め 実 態 調 査	発 行	生 徒 指 導 情 報 の	児 童 会 活 動 特 別 活 動	異 年 齢 集 団 活 動	人 権 ・ 道 徳 教 育 の 充 実	
		①生徒指導に関する校内研修（配慮を要する児童の情報交換）							健全育成会
		・人権参観日・人権集会 ・教育相談週間→個別懇談							地域集会
二 学 期	い じ め 防 止 対 策 委 員 会	②いじめ・不登校対策に関する校内研修	健 全 育 成 会	健 全 育 成 会	健 全 育 成 会	健 全 育 成 会	健 全 育 成 会	健 全 育 成 会	
③生徒指導に関する研修会		・生活指導委員会 ・教育相談週間→個別懇談							
・教育相談週間→個別懇談									
三 学 期	い じ め 防 止 対 策 委 員 会	④生徒指導に関する研修会	・いじめに関する情報の引継ぎ	年度末いじめ防止対策委員会（含家庭地域等）…学校いじめ防止基本方針の検証、修正					
・教育相談週間									
・いじめに関する情報の引継ぎ									

【早期発見】

- ① 児童の見守りと信頼関係の構築・・・児童の小さな変化や危険信号への気付き
 - ・ ふだんからの声掛け
 - ・ 相談への真摯な対応
 - ・ 児童と触れ合う時間の確保
 - ・ 児童の友人関係の把握
 - ・ 保護者との連携
 - ・ 教職員相互の情報交換と情報共有
- ② いじめ相談体制の整備・充実・・・悩みを相談しやすい雰囲気づくり
 - ・ 定期的な教育相談週間の設定
 - ・ 相談窓口の設置、スクールカウンセラーの活用、いじめ実態把握専用メールの運用
 - ・ 児童や保護者の悩みを受け止めることができているかの定期的な点検
- ③ いじめ調査等の実施（定期的に実施）
 - ・ 児童対象いじめ把握アンケート 毎月 1 回
 - ・ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 学期 1 回
- ④ 学校以外のいじめ問題相談窓口（「松山市子ども総合相談」「いじめ相談ダイヤル 24」等）の情報提供・・・関係機関と連携した情報収集

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

ささいなことでも、本人がいじめられたと感じていれば、いじめがあったという認識の下、迅速かつ適切に対応する。再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。



【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 気付く・・・児童が発する小さなサイン(ふだんと違う・様子が変だ)を見逃さないようにしましょう。 ○ 寄り添う・・・児童の気持ち(不安・不信心・怒り等)をしっかりと受け止め、心に寄り添いましょう。 ○ 行動する・・・いじめと認識したら、学校や関係機関(警察、松山市子ども総合相談等)に相談しましょう。 ○ つながる・・・児童の話にしっかりと耳を傾けるなど、親子のきずな・家族のきずなを強めましょう。また、保護者同士のつながりを広げるとともに、地域行事に子どもと一緒に参加し、地域とのつながりをもちましょう。
地域に求めること	○ 地域の児童たちを温かく見守り、声掛けをお願いします。 ○ 正しくない行為を見付けたら、注意をし、家庭や学校へ連絡をお願いします。 ○ 地域行事等への積極的な参加を促すなど、児童たちに活躍の場や居場所を与えてください。 ○ 学校行事へもご参加ください。